

官民競争入札等監理委員会

第 70 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

## 第70回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成23年1月31日（月） 16:00～17:05

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）について

（1）中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務

（2）国有林の間伐事業

### 2. 行政刷新会議公共サービス改革分科会の検討状況について【非公開】

### 3. 公共サービス改革法の施行状況の検討について【非公開】

### 4. 国民年金保険料収納事業の業務改善計画の内容等について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

末松副大臣、園田大臣政務官

（事務局）

松元大臣官房長、松山政策統括官、館事務局長、和田参事官、後藤参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第70回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日の議題であります、これはお手元にあります議事次第のとおりです。

本日は、内閣府の末松副大臣、園田大臣政務官、松元官房長に御出席をいただいております。末松副大臣におかれましては、本日、初めて官民競争入札等監理委員会に御出席くださったということでもありますので、最初にごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○末松副大臣 皆さん、こんにちは。

私は、この前の内閣改造で、こちらの担当をさせていただくことになりました副大臣の末松義規と申します。どうか、よろしくお願い申し上げます。

この委員会は、今、本当に喫緊の課題である市場化テスト等、官民競争入札あるいは民間競争入札ということで、物すごく大きな役割を果たしておられる委員会を、私はかねがね見ておりまして、これを一層やっていくことが、大きな行政サービスの改革につながると思っております。今、税と社会保障の一体化の業務を兼ねておりますので、そういった意味でも、本当に委員の皆様がこの役割を担ってこられたことに心から感謝申し上げますし、いつも、園田政務官がここに出席させていただいていると思っておりますが、政務三役も、ここはしっかりと参加して、皆様と一緒にこの改革を進めていくことを常々心がけておりますし、また、いきますので、どうか、改めてよろしくお願い申し上げます。

今日は、すみません、ちょっと別途のアポがありますので、ここで失礼させていただきますが、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○落合委員長 どうもありがとうございました、非常に心強いお言葉をいただきまして、我々としても、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入りたいと思っておりますが、最初は、実施要項（案）についてであります。

最初の実施要項（案）は、これまで入札監理委員会で審議をしております担当で頑張っていたいております榎谷主査から、「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」について御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

資料1-1が、結果報告でございまして、1-2が実施要項（案）でございまして、1-1に従いまして御説明したいと思っております。「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」でございまして、民間競争入札の実施要項（案）について、入札監理小委員会においてその審議を行いまして、その結果を御報告させていただきたいと思っております。

独立行政法人中小企業基盤整備機構で行っているものでございまして、この企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務については、去年、監理委員会において、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、人吉校の7校について、平成23年度の契約日から平成26年3月までの契約によって、落札者による事業を実施する計画（案）が了承され

たところでございます。

これに基づき、まず、仙台校、瀬戸校、関西校、広島校の4校について、機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会で審議いたしました。

まず、「1. サービスの質（要求水準）」と書いてございますが、【論点】に書いてありますように、サービスの質（要求水準）について、施設の維持管理及び運営に関する要求水準として、合理的なのかどうかという観点でございますが、研修室等の利用状況（開校日率）が70%となっていたわけですから。これは従来の独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っていたときに比べると、設定値が高いのではないかとというようなことについて議論をいたしました。高過ぎると、入札参加者が少ないのではないかとという意味でございます。

この【対応】ですが、平成21年度から、既に先行して民間競争入札によって事業を実施している旭川校と直方校での実施状況を参考にして設定したということでございます。この両校とも、70%を超える実績を残しているということでございますので、今回も民間事業者の創意工夫を期待するという意味も込めまして、70%ということでした。

その次の「意見募集で出された意見への対応」でございます。

【主な意見】ということで、意見募集の中で、20件ほどの意見が寄せられたのですが、そのうち、先行2校の旭川校、直方校に比べて、研修委託費の上限額が低いのではないかと、低いために、採算が合わないので参加者が少ないのではないかとというような意見がございました。これに対して、機構にいろいろ質問をしたのですが、機構の対応としては、各校で、従来の実施に要した経費の最高額を基本として上限額を設定しているが、先行2校と比べると、今回は、委託対象業務が少なくなっていることから上限額も低くなっているということでした。それでも、民間事業者の入札参加意欲をより促進するという観点から、最高額より高い金額を上限額に設定していると、こういうような説明が機構からありました。さらに、上限額を超える場合でも、受講料相当枠については、研究委託費として支払うことができる。つまり、プラスアルファはできないけれども、受講料相当額は委託費として支払うことができるということで、以上のように、機構の方が意見を述べられた方に対して回答するというところでございますので、了承したということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

何か御質問・御意見はございますか。

よろしければ、御報告いただきました実施要項（案）について異存ないということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存のないことを確認いたしました。

それでは、続きまして、「国有林の間伐事業」について、小林副主査からお願いいたします。

○小林委員 「国有林の間伐事業」について御報告いたします。資料の2-1をごらんい

ただきたいと思えます。

林野庁の国有林間伐事業は、基本方針において、落札者の決定後から事業を開始して、平成 25 年度中に終了する 2 年を超える期間として民間競争入札を実施することとされており、それについて審議をいたしましたので、御報告いたします。

1 点目は、「業務内容について」でございます。事業対象箇所の作業条件等については、入札公告時に提示する契約図書等に示すとございますが、可能な限り、事業対象箇所に関する情報を実施要項の中に記載する必要があるのではないかとこのことを議論いたしました。

その対応として、対象事業箇所に関する情報として、伐採率、林齢、樹種を新たに記載していただきました。あわせて、事業対象箇所の伐採率の基準等を明示していただくことにいたしました。

2 点目は、「事業期間について」であります。事業期間は「契約を締結した年度を含む 3 か年度にわたり 2 年を超える期間として設定する」という記載でございました。これは、3 か年なのか、2 か年なのかということで、事業期間があらかじめ決定していないけれども、それが妥当かどうかということでございます。

これについては、事業の性質上、民間事業者が提案する機械設備等によって変わるため、民間事業者の提案内容を踏まえて、事業期間を決定することを明記していただきました。

あわせて、開始時期については、積雪等がございますので、気候等の条件により異なる点を踏まえて、「平成 23 年 4 月以降、同年度中に契約を締結した日」と明記していただきました。

3 点目は、「情報開示について」でございます。情報開示については、民間事業者が業務の実施に必要な業務量等を適切に把握できる内容となっているかどうかということで議論いたしました。この業務量の把握についての情報開示については、参考情報を提示してございますので、それについて、間伐事業の性質上、事業対象箇所ごとに異なる新規に行われる事業であるということや、作業条件等が異なるということで、その情報は参考情報ではあるけれども、過去の優良事例であることを明記していただいた上で、実施状況を記載していただくというふうにしていただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、何か御意見・御質問はございますか。

よろしければ、「異存はない」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、本日、付議されました実施要項(案) 2 件につきまして、公共サービス改革法 14 条 5 項の規定に基づいて付議されたわけですが、いずれも、監理委員会としては、「異存はない」ということにいたします。

それでは、これで、本日の公開審議部分は終了になりますので、傍聴者の方は御退席を

お願いいたします。

(傍聴者退室)